

S

2026(令和8)年度入学試験 国一S一問

国 語

(注意：解答はすべて所定の解答用紙に記入すること)

1. この問題冊子は、16 ページあります。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を高く挙げて監督者に知らせてください。

2. 解答はすべてマークシート解答用紙 **数学以外共通** に記入すること。

記入にあたっては、次の点に注意すること。

- ① マークはHB、又はBの鉛筆(シャープペンシル可)を使うこと。ボールペン、サインペン等はたとえ黒であっても使用しないこと。
- ② マークシート解答用紙は電算機にかけるので、折りまげたり汚したりしないこと。
- ③ 間違ってマークした場合は、消しゴムできれいに消してからマークしなおすこと。
- ④ マークは次に示すように枠内を黒く塗りつぶすこと。

※ マークのつけ方の正しい例 (3を解答する場合)

① ② ● ④

※ マークのつけ方の悪い例

~~①~~ ~~②~~ ~~③~~ ~~④~~

3. マークシート解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、それぞれ正しく記入すること。正しく記入されていない場合、又は正しくマークされていない場合は、採点できないことや0点になることがあります。

- ① 受験科目欄：「国語」にマークすること。「古文」および「漢文」のマーク欄は何もマークしないこと。
- ② 氏 名 欄：氏名・フリガナを記入すること。
- ③ 座席番号欄：受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークすること。

〔一〕 次の文章を読み、あとの設問に答えよ。

文化を談ずる声は、ジャアナリズムにジユウ満しているが、文化というものは、もう過去のものとなり、歴史の裡に編入されない、その形がはっきりしないのだから不思議である。① 私達は、文化の抜け殻しか、はっきり意識出来ない。これは、文化という言葉が流行しようとしまいと変りのない事実らしい。現代文化という言葉は、直ぐ捕えられるが、刻々に変り育ち、歴史の上に深くそのコン跡を刻するに至らない現代文化の実態の方は、炯眼な批評家にも、深く隠れたものであろう。芸術という定義し難いものも亦同じである。現代人が現代芸術を、正しく批評したり評価したりする事は、実に難かしい、殆ど不可能な業である。仕方がないから、私達は、めいめいに言いきかせている、——例えば、私が自らを批評し、評価し、そして、もし誤らなければ、私に何が創り出せよう、と。

(注2) 前大戦の頃、フランスの文化が非常に混乱して、新聞や雑誌で、将来の文化とか芸術とかが、どうなるかという問題が、盛んに論じられた時、或る雑誌記者が、ベルグソンを訪ねて、これからの文学はどうなるか、について意見を求めた。自分には皆目わからない、とベルグソンは言った。記者は、重ねて、② 少くとも、可能な或る方向というものは考えられるだろう、貴君も考え事では専門家である、細部の予見は不可能でも、全体的な見通しぐらいは、持っているだろう、例えば、明日の優れた演劇として、どういう演劇を考えているか、と訊ねると、ベルグソンは、それがわかっていれば、自分で書くだろう、と答えた。この話は、ベルグソン自身が、後年のエッセイの中に書いている話で、そう答えた時の、記者のあきれ返った様な顔附きが未だ忘れられないと書いている。ベルグソンの考えによれば、世人は可能という事について根本から誤った考えを持っていて、それが為、可能性という言葉③を濫用する事になると言う。戸を閉めていけば、誰も這入って来られない。だからと言って、戸を開ければ、誰が這入って来るか予言出来るとは言えまい。併し、世人は可能性について、④ そんなでたらめばかり言っているのである。或る物が実現する為に、越え難い障碍はなかった、という意味なら、その或る物は、実現する以前

に、実現可能だったと言える。わかり切った事だ。実現の不可能ではないものは実現可能と呼ぶべきではないか。つまり、実現が不可能ではないという事が、実現の為の条件なのだから、この場合、可能という言葉は、空しい言葉ではない。ところが、世人は、そういうはつきりした消極的な意味での可能という言葉に、知らず識らずのうちに、積極的な意味を持たせて了うのである。障碍の欠除を意味する可能性なら、確かに、それは現実性に先立つが、例えば、シエクスピアのハムレットは、^(注4)書かれる前は、**A**の形で、可能性としてあつたと言うなら馬鹿々々しい事になるだろう。シエクスピアのハムレットが、或る精神の裡に可能性の形で自ら現れ、それが、現実のハムレットを創り出す、と言う事は、定義上、その精神とはシエクスピア自身に他ならぬではないか。シエクスピアの先駆者が、感ずるところを、考える処を、ことごとく、シエクスピアは、やがて感じ考えるであろう、などと言わなくても、シエクスピアという男が生れたとだけ言つて置けば、すむ事である。

可能性とは、**B**である。現実のものが次々に新しく現れて来るにつれて、その映像を、人々は任意の過去のうちに常に映し出してみる。だからこそ現実には、常に可能であつたという事になる。私達は明日はやがて今日になる事を知っているし、可能性の幻影は、休みなく現れているから、明日になれば過去になる現在のうちに、明日の姿は、はつきりと掴み難いにせよ、既に含まれている、などと暢気な事を言っている。鏡の前に立つた人が、鏡の中の自分の姿を見て、鏡の後に行けば、あの姿に触さわれると考えている様なものである。物質界の閉ざされたシステムのうちでは、予見は可能だ。という事は、可能性という言葉の濫用が不可能だという事と同じ意味だ。併し、人生に於ては、先ず新しい事態が生じたからこそ、事態は可能であつたであろうと考えられる。事態が、可能であつたものになり始めるまさにその瞬間に、事態はいつも可能であつたのだ。^⑤可能性は決して現実に先行出来ぬ。一つたん現実が現れば、現実に恐らく先行したであろうと言えるだけのものに過ぎぬ。ひと昔前には、明日の文学はどうなるかという議論が盛んだつた。今日では、文学という言葉が文化という言葉に変わったが、可能性という言葉の濫用には、一向変りはない様である。論者は、知らず識らずのうちに**C**しい道を選ぶ。ベルグソン流に考えれば、可能性となる現実の文化を感ぜず、現実の文化となる可能性を知性の眼で追うのである。そして、論者

は、いろいろと論じた揚句、日本の新しい独自の文化の誕生が望ましいと言う立派な結論に達したりしているが、実は、そういうものこそ、論者の一番考えない、殆ど恐れているものではないかとさえ思われる。何故かというところ、新しく生れて来る文化は、生れて来る人間の様に、独自の性質のものであるより他はないし、独自の様に生れて来るより他はないのであるが、論者の好むところは、文化の誕生より、寧ろ文化的プログラムの実現、文化的予定計画の達成と呼ぶべきものであるが、新しい独自の文化というものも言葉の綾に過ぎず、実は、文化の新旧も、独自の文化も、モ倣の文化も、一般に文化というものを構成している要素の組合せ如何によって現れると考えるのが、論者の理想であろうから。

(小林秀雄「感想」)

(注)

- 1 炯眼——物事をはつきりと見抜く力。
- 2 前大戦——ここでは第一次世界大戦(一九一四―一九一八)のこと。
- 3 ベルグソン——フランスの哲学者(一八五九―一九四二)。
- 4 欠除——取り除くこと。足りないこと。
- 5 シェクスピア——イギリスの劇作家、詩人(一五六四―一六一六)。シェイクスピアに同じ。
- 6 ハムレット——シェクスピアの戯曲。一六〇二年頃初演。

問一 傍線部(ア)・(イ)・(ウ)と同じ漢字を含むものを、次のなかからそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は、(ア)は①、(イ)は②、(ウ)は③。

- | | | | |
|-----|---------------------|-------------------|--------------------|
| (ア) | 1 権力への服 <u>ジュウ</u> | 2 <u>ジュウ</u> 軟な対応 | 3 欠員の <u>ジュウ</u> 足 |
| | 4 責任の <u>ジュウ</u> 圧 | 5 <u>ジュウ</u> 年一日 | |
| (イ) | 1 禍 <u>コン</u> を残す | 2 古 <u>コン</u> 東西 | 3 玉石 <u>コン</u> 淆 |
| | 4 負傷の血 <u>コン</u> | 5 和 <u>コン</u> 洋才 | |
| (ウ) | 1 海の毛 <u>モ</u> 屑となる | 2 毛 <u>モ</u> 範を示す | 3 雑草が繁 <u>モ</u> |
| | 4 葬儀の <u>モ</u> 主 | 5 <u>モ</u> ち物検査 | |

問二 傍線部①「私達は、文化の抜け殻しか、はっきり意識出来ない」の説明として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は④。

- 1 歴史の裡に編入されることによってはじめて現代文化は存在するので、編入される前の現代文化は抜け殻にすぎないということ。
- 2 文化という言葉は流行によってその意味合いを変えるので、正しく批評したり評価したりすることは、常に難しいということ。
- 3 私達が体験できるのは大いに流行した文化のみであり、流行しなかった文化について明確に意識することは、難しいということ。
- 4 文化というものは、それが過去のものとなり、歴史の裡に編入されることで、はじめてその実態がはっきり意識できるとのこと。
- 5 自らを批評し、評価することが難しいように、刻々と変化する文化の渦中にある者がそれを正しく意識することは難しいということ。

問三 傍線部②「皆目」・③「濫用」の意味として最も適当なものを、次のなかからそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は、②は⑤、

③は⑥。

②「皆目」 1 少ししか 2 いっそう 3 ほとんど

4 まるつきり 5 ときおり

③「濫用」 1 むやみに使うこと 2 正確に使うこと 3 批判的に使うこと

4 台無しにすること 5 工夫して使うこと

問四 傍線部④「そんなでたらめばかり言っている」の説明として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は⑦。

1 実現不可能ではないものは実現可能と呼ぶべきであるという、まったくのでたらめを当然のことのように語ってしまうこと。

2 何かが実現する以前の、実現可能だったかもしれない無数の可能性に対して、消極的な意味を持たせて語ってしまうこと。

3 その実現を妨げる障碍がないという消極的な意味にすぎない可能性に対して、積極的な意味を持たせて語ってしまうこと。

4 「それがわかっていれば、自分で書くだろう」と答えたベルグソンのように、全体的な見通しを軽率に語ってしまうこと。

5 実現が不可能ではないという事が、実現の為の条件なのだから、あらゆるものは実現可能だと積極的に語ってしまうこと。

問五 空欄 **A** に入る最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は**8**。

- 1 実態
- 2 観念
- 3 批評
- 4 現実
- 5 障碍

問六 空欄 **B** に入る最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は**9**。

- 1 現在に映った現実の幻影
- 2 現在に映った過去の幻影
- 3 未来に先立つ過去の幻影
- 4 過去に先立つ現在の幻影
- 5 過去に映った現在の幻影

問七 傍線部⑤「可能性は決して現実には先行出来ぬ」の説明として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は**10**。

- 1 可能性は、現実の事態が可能になり始めるまさにその瞬間に、それと同時に見出されるということ。
- 2 可能性は、現実にある物質界の閉ざされたシステムのうちでのみ、予見可能なものだということ。
- 3 可能性は、現実には恐らく先行したであろうと言えるだけのことで、現実とは無関係だということ。
- 4 可能性は、先ず新しい事態が生じて、その現実から事後的に見出されるにすぎないということ。
- 5 可能性は、明日になれば過去になる現実のうちに、幻影として休みなく現れているということ。

問八 空欄 **C** に入る最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は**11**。

- 1 易
- 2 乏
- 3 著
- 4 険
- 5 卑

問十二 次のそれぞれの文について、本文の内容と合致するものには1、合致しないものには2をマークせよ。解答番号は、

aは15、bは16、cは17。

a 明日の優れた演劇として、どういう演劇を考えているか、と訊ねられたベルグソンが、それがわかっていたら、自分で書くだろう、と答えたのは、可能性について根本から誤った考えを持っている雑誌記者をたしなめ、改心させる意図があつたのであつた。

b シェクスピアが書いたハムレットは、可能性としてシェクスピアの先駆者が書くことができたかもしれないが、だが、それは実現が不可能ではないという消極的な意味での可能性に過ぎないのであつて、現実のハムレットを創り出したのはシェクスピア以外ではなかつた。

c 物質界の閉ざされたシステムのうちでは、可能性から生じる新しい事態が因果関係として予見可能かもしれないが、閉ざされたシステムではない人生においては、そのような因果関係が存在せず、可能性という言葉自体がまるで意味をなさなくなってしまう。

〔二〕 次の文章を読み、あとの設問に答えよ。ただし、本文の一部を省略してある。

普遍的理念の乏しさについては、法に関連する例を挙げれば、たとえば、「平等」という観念のとらえ方という問題がある。

近代的な意味での「平等」の観念には、市民革命の中で獲得された一つのフィクションという側面がある。人間が一人一人異なるという「現実」は、自明の A であり、人間という概念の中に「奴隷」や「異邦人」は含まれなかったかつての社会のことを考えるなら、「平等」が人類本来の絶対的な真実、ありのままの姿であるとはいいいにくい。生物学も、人間の種としての同一性は肯定するが、個々の個体の相違はもちろん否定しない。

しかし、「そのような『現実』を超え、人類普遍の原理、歴史と血によってあがなわれた貴重な原理として、人間の『平等』を認めてゆこう」というのが、近代社会を基礎付ける約束事、理念・普遍としての平等というものである^②。

このように、近代社会を基礎付ける概念はすべて歴史的なものであり、その意味では、近代法の体系は一つの壮大なフィクションの体系ともいえる。そして、フィクションであることを意識の中に組み込んでこそ、それを維持するための不^(イ)ダンの努力とその欠落部分に対する鋭敏な感覚が保たれる。

だが、こうした観念、概念を、日本の戦後思想に特有な一つの態度、すなわち、理念と現実、当為と存在をべったり地続きのものとしてとらえるいわゆる「べったりリアリズム」で理解すると、「平等」は、「人間は皆同じものだ(人間なんて一皮むけば皆同じ、あいつと俺とどこが違う)」という全く別種の観念へと変質してしまう(「べったりリアリズム」は、哲学者・思想家鶴見俊輔の言葉。久野収ほか『戦後日本の思想』(岩波現代文庫)参照。これは、実際には、本来のリアリズムとは異なる、一つの「土着的なものの方」である)。

近代法の基本的概念は、すべて、右のような歴史的契機になっっている。それにもかかわらず、そうした「当為(あるべき理想)」と「存在(リアリズムで把握されるべき現実)」の鋭い緊張関係は、今なお、日本の社会では、十分に理解されていないのではないか。

その結果、当為と存在の混同がしばしば起こり、また、そのような当為は、しばしば^(注1)ドグマと化す⁽⁴⁾（当為のドグマ化）。（略）リアリズムというのは、現実をとらえるその「とらえ方、把握の仕方」にかかわる概念であり、証拠に基づき、できる限り客観的に事実を確定した上で、主観的要素（期待、理念、当為等）をとりあえずカッコに入れ、冷徹に事実を見据えることであるう。

この冷徹なリアリズムは、近代的なものの見方の基本中の基本だが、日本人の意識構造においては、不足しがちなものである。前記のとおり、当為と存在、期待と現実をべったり地続きのものとしてとらえる「べったりリアリズム」に傾きがちになる。したがって、議論の前提となるべき事実がそれぞれの主観や党派性によって汚染され、共通の前提事実自体がなかなか定められない。また、すでに第7章で詳しく分析したとおり、幻想や神話が蔓延^{まんえん}しやすい。

べったりリアリズムは、裁判という場面では、「自己の信じる⁽⁵⁾ところの唯一の真実へのこだわり」となって表れやすい。日本の民事訴訟では実質的に争われた事件についての控訴率は相当に高いのだが、注目すべきなのは、控訴審で判断がくつがえされる割合については裁判官による差が非常に大きいにもかかわらず、判決について控訴される割合についてみると裁判官による差はあまり大きくないことである。また、およそ争う余地に乏しい事件についての控訴も少なくないのが事実だ（もつとも、控訴の段階で弁護士が交替したり辞任して本人訴訟^(注2)になっている例はままだ。詳しくは、拙著『民事訴訟実務・制度要論』〔日本評論社〕三四七頁以下）。つまり、判決をよく読み、その「質」を考慮するというよりも、自分の考える「唯一の真実」が容れられなかったことを理由とするような控訴がかなりあるのは否定しにくい。第7章で定義した「大岡裁き」、すなわち、「超越的な上位者が、法や手続や証拠などといった面倒なものに縛られ、とらわれることなく、私の『思い』を残りなく汲み取って、私を勝たせてくれる裁き」に対する願望の根には、べったりリアリズムがある。

また、裁判というもののとらえ方という問題もある。本来、近代の裁判は、制度的、時間的な限界や人間の能力の限界の中で、できる限り適切な事実認定や法的判断を行い、真実に近づく努力をするものである。また、そうした意味では、裁判という制度は、かなりの程度に効率的に組み立てられてもいる。法廷は、制度的に保障された強力な事実解明の手段をもっている

からだ。一定程度の能力をもった普通の裁判官の事実認定と同程度の精度の事実認定をジャーナリストや探偵が一人で行うとしたら、特別な才能とボウ大な時間が必要になるのは事実だろう。

裁判官は、市民、国民の代表として、できる限り正しい裁判をする。そして、当事者は、裁判官の判断をよく聞いて客観的に評価した上で、それでも不満があれば上訴する、そういうシステムなのである。つまり、裁判は、「一つしかない」Bを明らかにするものではないし、それは、神ならぬ人間には、およそ不可能な事柄なのだ。

以上と関連して、ニュースを見ていてやや引かかるのが、「不当判決」の垂れ幕である。確かに、統治や支配の根幹に、あるいは社会的な価値にかかわる日本の判決には、「不当な判決」が多い。だが、裁判は、結論とともに、その根拠となる理由もまた重要である。結論が棄却、却方^(エ)であっても、理由には、特に、一般的な規律を立てた部分には、みるべき部分、将来の裁判にとってプラスになる部分が含まれる場合も存在する。

しかし、判決言渡し後即座に「不当判決」の垂れ幕を下げるのは、「結論以外は考慮する余地なし」と公に宣言しているところかかわらず、「将来のために苦勞して一般的な規律を立て、理由を詳しく書いても、結局結論しか見ないのなら、木で鼻をくくったような判決をすればいいんだよね」という姿勢に裁判官を向かわせてしまいがちだ。

(瀬木比呂志『現代日本人の法意識』)

(注) 1 ドグマ——独断的な説、信条。

2 本人訴訟——弁護士を訴訟代理人にせず、当事者本人が訴訟行為をすること。

問一 傍線部①「一人一人異なる」と同じように、さまざまな違いのあることを意味する四字熟語として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は18。

- 1 三々五々
- 2 四分五裂
- 3 海千山千
- 4 千変万化
- 5 千差万別

問二 空欄 A に入る最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は19。

- 1 念
- 2 法
- 3 真
- 4 理
- 5 論

問三 傍線部(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)と同じ漢字を含むものを、次のなかからそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は、(ア)は20、

(イ)は21、(ウ)は22、(エ)は23。

- | | | | |
|-----|-----------|-----------|----------|
| (ア) | 1 伝家のホウ刀 | 2 ホウ薬と洋薬 | 3 豪ホウな性格 |
| | 4 ホウ日外国人 | 5 水ホウに帰す | |
| (イ) | 1 ダン力性 | 2 大上ダン | 3 ダン統的 |
| | 4 直ダン判 | 5 大ダン円 | |
| (ウ) | 1 予算がふくらむ | 2 糸をつむぐ | 3 暗殺をはかる |
| | 4 危険をおかす | 5 かたわらに立つ | |
| (エ) | 1 文明開カ | 2 電光石カ | 3 金カ玉条 |
| | 4 勇猛カ敢 | 5 カ方修正 | |

問四 傍線部②「あがなわれた」の意味として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は24。

- 1 つぐなわれた
- 2 うながされた
- 3 与えられた
- 4 争われた
- 5 導かれた

問五 傍線部③「近代法の体系は一つの壮大なフィクションの体系ともいえる」の説明として最も適当なものを、次のなかから

一つ選べ。解答番号は25。

- 1 法に関するとりえ方は人それぞれであるにもかかわらず、法はその相違を一律に考慮しないものとする。
- 2 人は平等な生き物であるからこそ、法は全ての人に対して同一の規則を適用しなければならない。
- 3 市民革命によって手に入れた平等を、近代社会の法が認めていこうとするのはフィクションにすぎない。
- 4 本来人は各々異なる存在であるにもかかわらず、法は人が皆等しいものという前提の上に立っている。
- 5 法は国家や社会のあり方に大きく影響されるため、人類普遍の原理というのは大いなる虚構である。

問六 傍線部④「当為のドグマ化」の例として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は26。

- 1 「他人の命を奪ってはならない」という当為が、「人の命は有限である」となる。
- 2 「日本は負けてはならない」という当為が、「日本は決して負けない」となる。
- 3 「不景気である」という当為が、「万引きが増加するのは必然的である」となる。
- 4 「自転車は車である」という当為が、「自転車は車道を走らなければならない」となる。
- 5 「原発格納容器は絶対に壊れない」という当為が、「原発格納容器は壊れてはならない」となる。

問七 傍線部⑤「自己の信じるところの唯一の真実へのこだわり」が裁判の場面に表れた例として最も適当なものを、次のなか

から一つ選べ。解答番号は27。

1 裁判にかかわった人にとつては自らの気持ちをおしはかり裁判に勝たせてくれることが重要であるため、判決理由に酌むべきものがあっても、判決を不当に思う者はその理由を顧みることはない。

2 裁判を提起した者は、自分の思いを汲み取ってもらいたいため、庶民の心を理解できる裁判官が冷徹に事実を見据えて裁判をすることを気にかけている。

3 当事者は法意識の覚醒を通して自らの意識構造を近代化させることにのみ拘泥しているため、自分が裁判に勝訴するか敗訴するかは二の次である。

4 超越的な上位者である裁判官が世間や社会の雑音に左右されることなく、各自の意見を冷静に分析・評価したうえで、私を勝たせてくれればいい。

5 たとえ自分の主張が裁判官に認められ、裁判に勝訴することができたとしても、その内容に不服があれば、自分は控訴して再び争う覚悟である。

問八 傍線部⑥「裁判という制度は、かなりの程度に効率的に組み立てられてもいる」の理由として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は28。

- 1 国の圧力によって裁判が間違った方向にゆがめられないようにするため、裁判官は制度的にその身分が保障されている。
- 2 当事者にとっての唯一の真実を明らかにするため、裁判官は紛争の関係者から事実を聞き出す手立てをもっている。
- 3 裁判官は真相を説明する高度な能力をもっているからこそ、事実を客観的・合理的に判断することができる。
- 4 普通の技量を備えた裁判官ならば、認定された事実には法を適用して、そこから演繹的に結論を導き出すことができる。

5 裁判では限られた時間内で事実を判断する必要上、裁判官以外の者では用いることのできない手法がとられる。

問九 空欄

B

に入る最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は29。

- 1 リアリズム
- 2 絶対的な真実
- 3 人類普遍の原理
- 4 結論
- 5 一般的な規律

問十

傍線部⑦「木で鼻をくくった」と同様の表現として最も適当なものを、次のなかから一つ選べ。解答番号は30。

- 1 木を見て森を見ず
- 2 鼻で笑う
- 3 鼻であしらう
- 4 腹をくくくる
- 5 たかをくくくる

問十一 次のそれぞれの文について、本文の内容と合致するものには1、合致しないものには2をマークせよ。解答番号は、

a は 31、b は 32、c は 33。

- a ときには情に基づいた裁判をすることで、裁判官は、市民、国民の代表としてできるだけ正しい裁判をする。
- b 神ならぬ裁判官には絶対的に正しい裁判は行えず、それが行いうるのはあくまで相対的に正しい裁判にすぎない。
- c 今後の裁判への指針となりうるため、結果の妥当性だけでなく、その結論に達するまでの論拠も重要である。